平成２２年（フ）第１３２３号
宮城県塩竈市北浜１丁目６番21―206号　グラン・ドムール塩釜
債務者　金子　京子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２９号
仙台市若林区若林１丁目９番27号　コーポ加藤Ａ―201
債務者　秋田谷　明
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６６号
仙台市太白区西多賀４丁目３番３号　シャルマン203
債務者　高橋　亜弓（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６９号
仙台市若林区若林５丁目４番63号　千代荘102、住民票上の住所仙台市宮城野区福住町７番地の３　ヤナギ荘202
債務者　冨士　平夫
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８０号
宮城県名取市手倉田字八幡30番地の１
債務者　室岡　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９２号
仙台市青葉区荒巻神明町13番23号
債務者　赤間登喜子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５４号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅８棟616、住民票上の住所宮城県多賀城市町前３丁目３番８号
債務者　後藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５５号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅８棟616、住民票上の住所宮城県多賀城市町前３丁目３番８号
債務者　後藤　洋子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６０号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番15―104号
債務者　富士　朋子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６１号
仙台市泉区八乙女中央４丁目14番16号
債務者　安食由美子（旧姓兵藤）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
茨城県古河市東諸川906番地８
債務者　沼田　公雄
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１２号
茨城県古河市東諸川906番地８
債務者　沼田佐代子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６０号
茨城県結城市大字上山川3119番地１
債務者　佐藤　竹志
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６１号
茨城県下妻市大串449番地
債務者　塚田　光男
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６７号
茨城県猿島郡境町大字志鳥894番地
債務者　関根　明美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６９号
茨城県筑西市辻1562番地１、前住所茨城県筑西市辻1246番地１
債務者　細島　文子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７４号
茨城県結城市大字結城12008番地22
債務者　細川　純一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで　水戸地方裁判所下妻支部